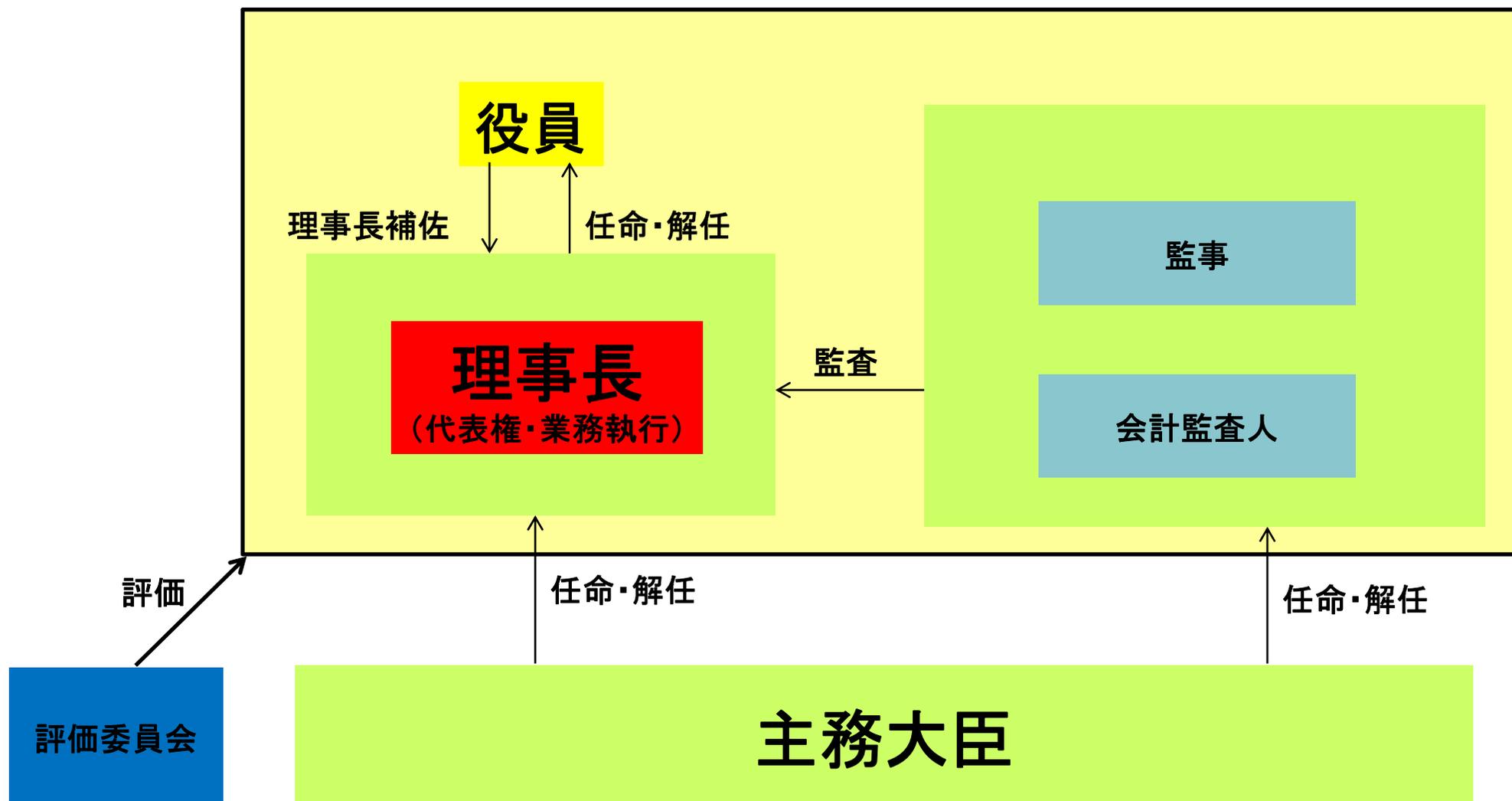


独立行政法人のガバナンスの強化について

平成22年6月17日
国土交通省

現行の独立行政法人のガバナンス構造



現行の独立行政法人制度の問題点

- ・理事長に業務運営の全権限(業務上の意思決定、人事権、予算権等の執行)が集中しており、株式会社の特徴である役員間のチェック&バランスの仕組みが働いていない。
- ・理事長の違法行為、不正行為に対する牽制力、抑止力、責任追及手段が事実上ない
- ・監事の権限が弱いとともに、監事が監査を行うサポート体制ができておらず、十分な監査が行われていない。
- ・独立行政法人のヒト・モノ・カネを主務官庁が握っているため、法人による自立的な経営が事実上できない。
- ・独法の年度実績の評価等を所管省庁が行っているため、評価がお手盛りとなっている。
- ・法人ごとに評価の項目や価値尺度がばらばらであるため、独法全体を通じた横断的な比較ができない。

独立行政法人ガバナンス検討チーム

<趣旨・概要>

○独立行政法人のガバナンスのあり方を検討するため、内閣府特命担当大臣(行政刷新)の下に、副大臣・政務官級及び有識者で構成する「独立行政法人ガバナンス検討チーム」を設置し、平成21年11月27日に第1回会議を開催した。

○検討チームにおいては、平成22年4月から独立行政法人に移行する6つの国立高度専門医療センター(※)について集中的に検討を加え、平成21年12月11日の第4回会議において取りまとめ(案)が提示された。

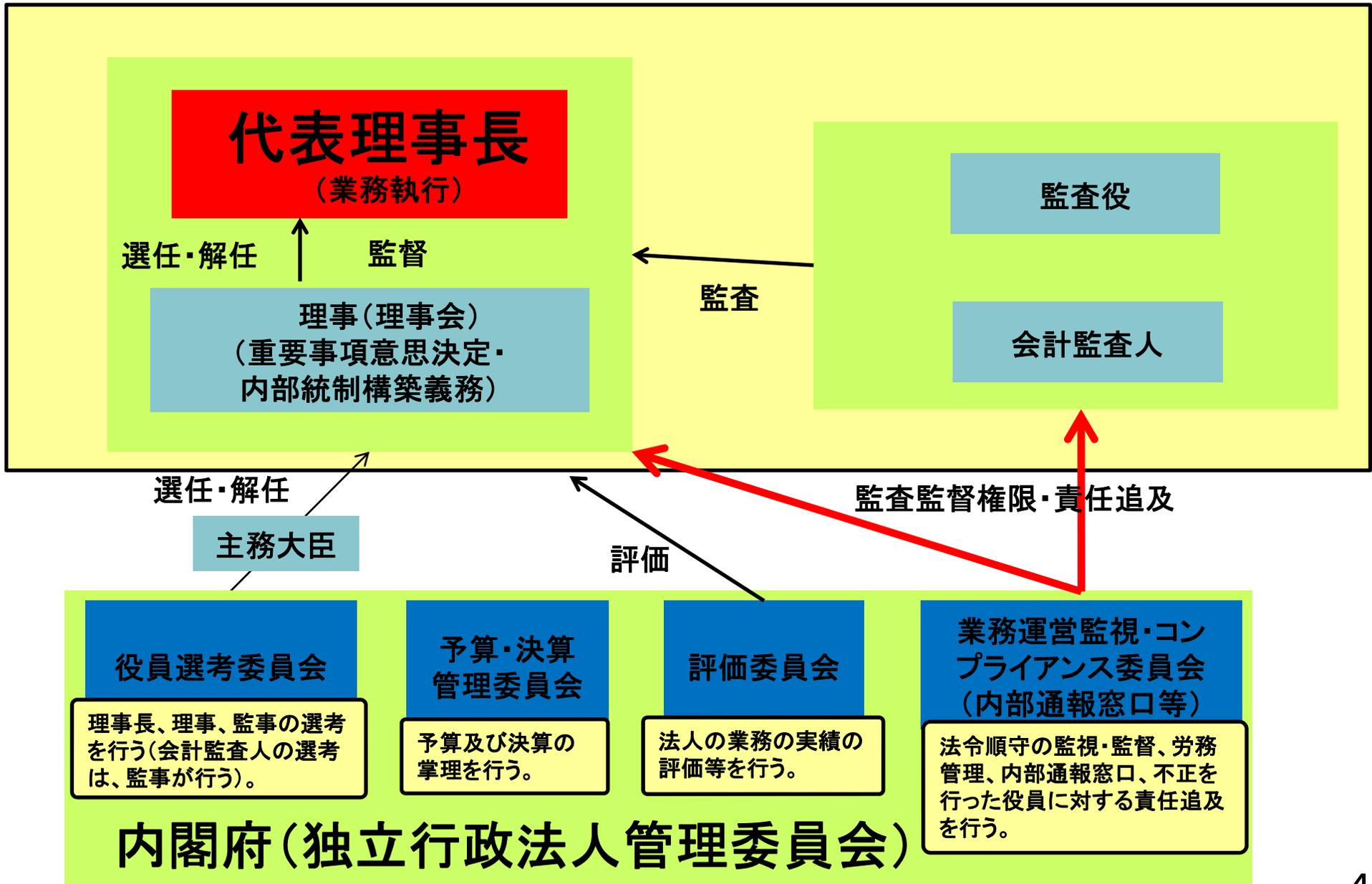
※国立がんセンター(東京都)、国立循環器病センター(大阪府)、国立精神・神経センター(東京都)、国立国際医療センター(東京都)、国立成育医療センター(東京都)、国立長寿医療センター(愛知県)の6センター

<参集者>

大島 敦	(内閣府副大臣)※事務局長
泉 健太	(内閣府大臣政務官)
渡辺 周	(総務副大臣)
階 猛	(総務大臣政務官)
野田 佳彦	(財務副大臣)
鈴木 寛	(文部科学副大臣)
足立 伸也	(厚生労働大臣政務官)
伊東 賢治	(公認会計士)
大久保 和孝	(公認会計士)
近藤 達也	(独立行政法人医療品医療機器総合機構理事長)
境田 正樹	(弁護士)
塩田 浩平	(国立大学法人京都大学副学長)
志賀 櫻	(弁護士)
筒泉 正春	(社会医療法人愛仁階理事長)
正木 義博	(済生会横浜東部病院院長補佐)
森川 富昭	(国立大学法人徳島大学付属病院病院教授)
吉川 廣和	(DOWAホールディングス株式会社社長)

国立高度専門医療センター(NC)を皮切りに、独立行政法人全体についてのガバナンスのあり方を検討

独立行政法人ガバナンス検討会において提言のあったガバナンス構造



独立行政法人ガバナンス検討チームによる提言

提言1

理事長、理事、監事に対するチェック&バランスの仕組みを導入する

提言2

内閣府行政刷新会議内に「独立行政法人ガバナンス委員会」を新たに設ける。

提言3

理事会の直轄機関として、執行役員から構成される業務全体の統括するための執行会議を常設機関として置く。

提言4

理事長の選考基準を明確にし、その選考方法プロセスを国民にとってわかりやすいものとする。

提言5

評価委員会の位置付けについての見直しを行う。

提言6

理事長が法人内で責任ある体制を構築するために、経営企画室(仮称)を設置し、予算の実質的な配分権を行使できる環境を整備する(役所等の出向者が実質的な予算配分権を持たないよう体制を構築する)。

提言7

監事の役割と機能を強化する

国立がん研究センターにおける理事長の選考について

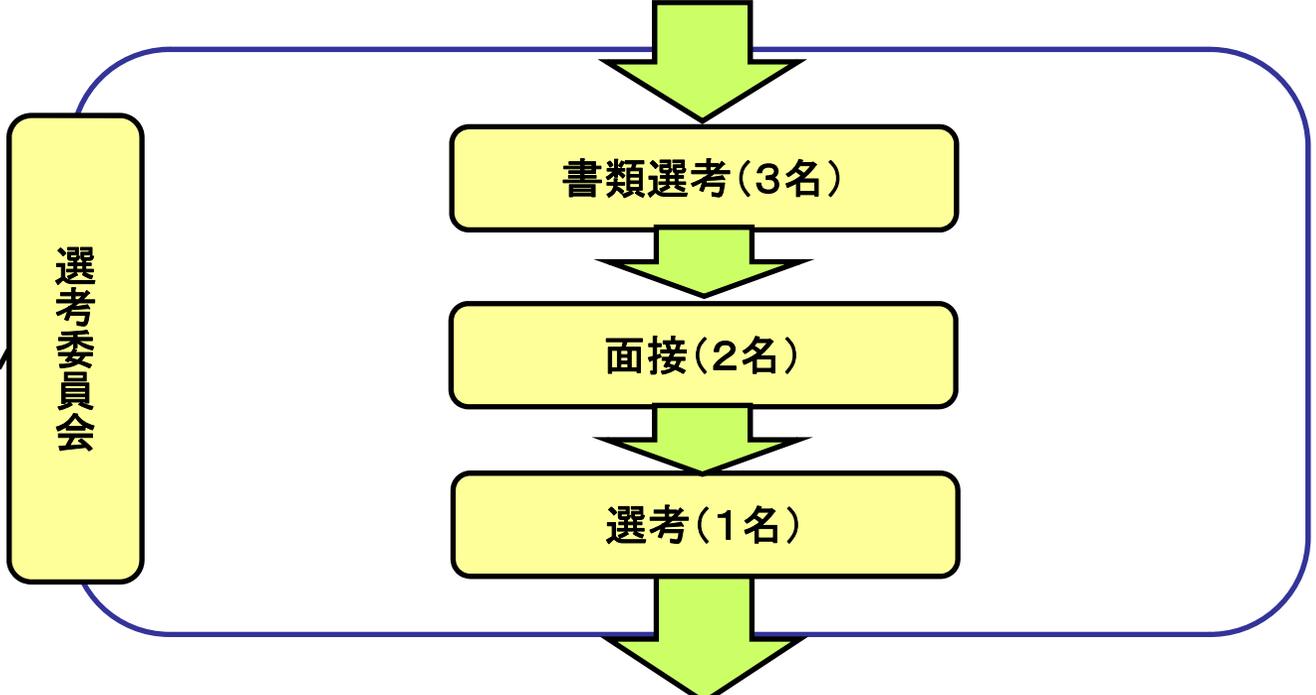
平成21年12月28日～
平成22年1月12日

公募(5名)

※独立行政法人ガバナンス検討チームから提示された「理事長の選定に際して求められている事項」において、**提言を実現することを理事長の条件とする**旨がアナウンスされていた。

※「厚生労働大臣」については、将来的には独法の所管省庁の長ではなく、「行政刷新担当大臣」とすることとしている。

- 厚生労働大臣※の下に設置
- 大学教授 1名
 - 弁護士 2名
 - 会社役員 1名
 - 団体役員 4名



平成22年2月2日

厚生労働大臣協議

厚生労働大臣※による理事長予定者として指名